

埼玉県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける宿泊事業者に対して、事業活動に必要な予防対策を講じる費用の一部を助成することにより、事業継続を支援するとともに、利用者の安心・安全を高めるため、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（一部改正：令和3年5月14日観産第17号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

- 第2条 本事業は、宿泊事業者が感染防止対策の強化に取り組む際の費用の一部について支援し、感染防止対策の積極的な導入、強化を促すことを目的とする。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、埼玉県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者。
 - (2) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 同一事業にて、国や地方公共団体その他の公的機関からの補助を受けている者。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。

（補助対象経費）

- 第4条 この補助金の対象となる経費は別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
- 2 補助対象期間内に契約を行い、支払いが完了するものとする。
 - 3 補助対象外経費は知事が別に定めるものとする。

（補助対象期間）

- 第5条 この補助金の対象とする期間は、令和2年5月14日から令和3年12月31日までとする。

（補助率・補助額）

- 第6条 第4条の事業に対する補助率・補助額は、別表2のとおりとする。
- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事が定める期限までに提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、埼玉県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付申請書（様式第1-1号、1-2号）のとおりとする。
 - 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
 - 4 令和2年5月14日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、補助事業者が交付申請前に実施した感染防止対策のうち、実施の確認ができるものについては、交付申請を受け付けるものとする。
 - 5 第2項の補助金交付申請書には、規則第4条第2項第5号の規定による知事が定

める事項に係る書類を次のとおり添付するものとし提出部数は1部とする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

- 2 規則第7条の規定に基づき、補助金を交付するときは、様式第3-1号又は3-2号により、補助金を交付しないことを決定したときは、様式第4号により通知する。

（計画の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る計画について次に該当する変更をしようとするときは、様式第5号の補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を増額しようとするとき。また、20パーセントを超える額を減額しようとするとき。
- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第6号の補助事業計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、知事が定める変更内容があった場合、速やかに様式第7号の補助事業変更届出書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第8号による補助事業中止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第9号の補助事業中止承認書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業等が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度内で知事の定める日のいずれか早い日までとする。

3 第1項の実績報告書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金の交付方法は、精算払とする。

2 令和2年5月14日から令和3年8月17日までに支払いが完了している経費について補助金の交付を申請する場合は、第7条第1項の交付申請書を、規則第13条の規定による報告書（以下「実績報告書」という。）とみなし、実績報告書の提出は要しないものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第11号の補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第14条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12号の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(状況報告及び是正措置等)

第15条 知事は、補助金の交付に関して必要な場合、申請者若しくは補助金の交付決定を受けた者に対して、施設等の検査又は事業活動についての報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、補助金の交付に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 本事業に関して県の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付確定後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返

還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助対象事業者が、補助金の交付を受けた日から3年を経過するまでの間に、補助の対象となっている施設の営業を廃止又は180日を超えて休業したときは、補助金の返還を命ずることができるものとする。
- 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、第16条第1項又は第2項の規定による取消しについて準用する。

(財産処分の制限)

第18条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後5年とする。

(処分制限財産の指定)

第19条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、当該財産の取得価格が50万円以上のものとする。

- 2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第14号の財産処分承認書により補助事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 5 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業等により取得、又は効用が増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(書類の整備等)

第20条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から施行し、令和2年5月14日から適用する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費
1 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドラインに対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費
2 新たな需要に対応するための取組に要する経費 (感染症拡大防止に資するものに限る)

別表2（第6条関係）

総客室数	補助上限額 (千円)	補助率
50室以上	5,000	各施設における事業費の2分の1
30～49室	3,000	
10～29室	1,000	
9室以下	500	